

平成 28 年 1 月 1 日以降

マイナンバー（個人番号）の記載が必要となります。

本人確認資料の添付について


個人の方が申請書等を提出する場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）が必要となります。

窓口で申請の場合は、以下の（１）または（２）の確認資料の提示をお願いします。

郵送での申請等の際には、以下の（１）または（２）の確認資料の写し（コピー）を申請書等に添付し、ご提出いただきますようお願いいたします。

なお、郵送の場合は簡易書留郵便などで送付していただくことをお勧めします。

（１）本人が申請書等を提出する場合（窓口または郵送）

個人の方が対象	番号確認資料（※いずれかひとつ）	身元確認資料（※いずれかひとつ）
	 <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード（裏面） ・通知カード ・個人番号付き住民票 等 	+

（２）代理人が申請書等を提出する場合（窓口または郵送）

本人の番号確認資料 （※いずれかひとつ）	代理人の身元確認資料 （※いずれかひとつ）	代理権確認資料 （※いずれかひとつ）
<ul style="list-style-type: none"> ・本人の個人番号カード（裏面） ・本人の通知カード ・本人の個人番号付き住民票 等 	+	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の介護保険被保険者証 ・委任状
	+	+
	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人の個人番号カード（表面） ・代理人の運転免許証 ・旅券（パスポート） 等 <p>※ 上記が困難な場合は、健康保険の被保険者証と年金手帳などの2以上の書類の提示</p>	<p>※ 上記が困難な場合は、本人の個人番号カード、健康保険証など</p>